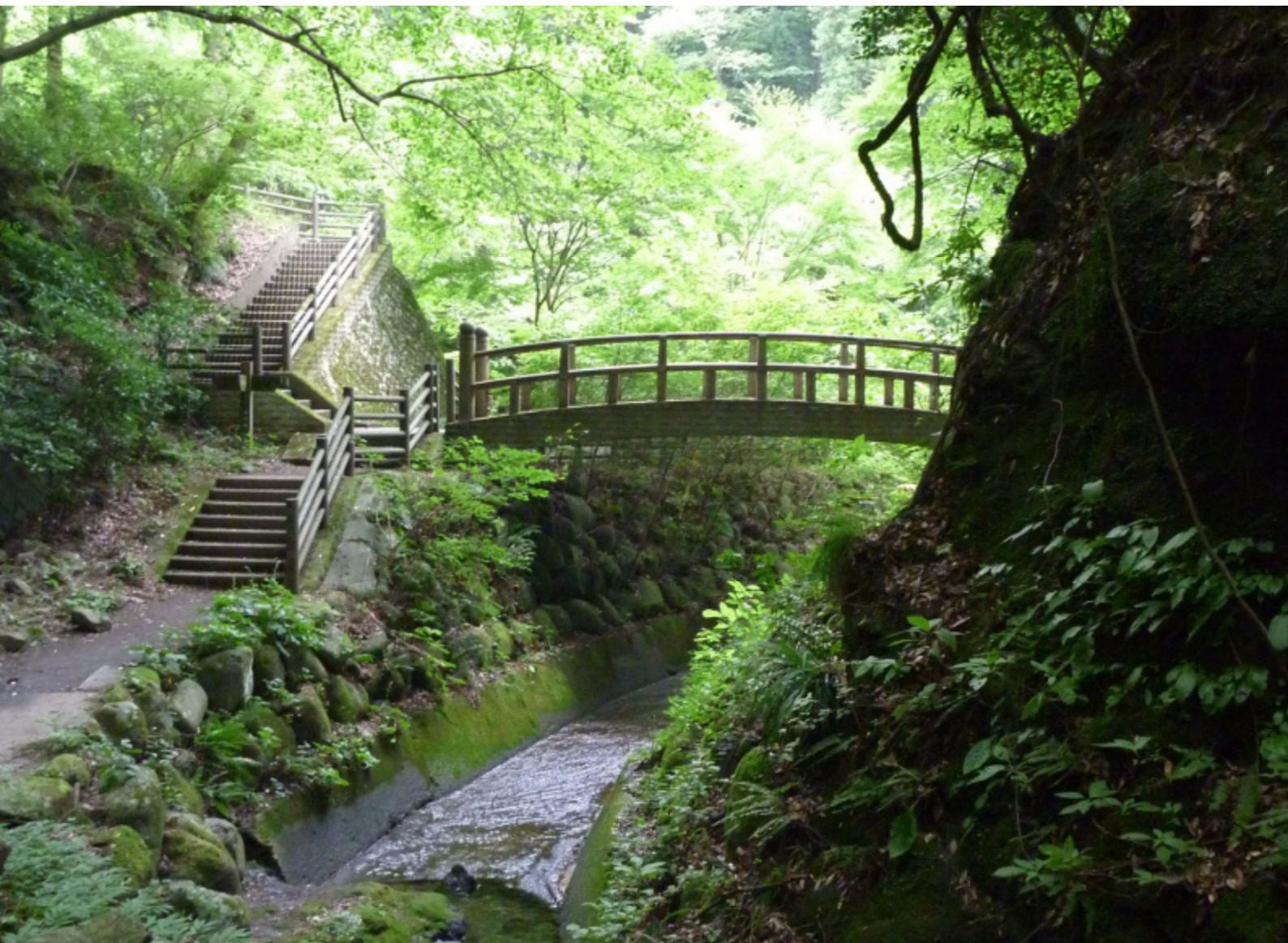


2022・8 No.336



# あつぎ

## 法人ニュース



愛川町の清龍橋（塩川滝付近）  
（写真提供／愛川町）



# 第11回 通常総会を開催

去る6月21日、レンブラントホテル厚木において、第11回通常総会を開催し、総会提出議案は全て可決承認された。本年度の通常総会は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、会員皆様の健康と安全確保を最優先に考慮し、規模を縮小し時間を短縮しての開催となった。



本総会は、小松副会長の開会のことばで始まり、黄金井会長があいさつした。続いて会長が議長に就き、定数を確認し議案審議に入った。

第一号議案の令和3年度事業報告及び財務諸表承認並びに監査報告承認の件については、事務局から事業報告と財務諸表について説明があり、新川監事が監査報告を行った。これらの総会提出議案は満



▶あいさつする黄金井会長

場一致で原案どおり可決承認された。また、報告事項として、令和4年度の事業計画及び予算について報告がなされ、最後は中野副会長の開会のことばで終了した。

## 令和4年度

### 会長表彰状・感謝状受彰者

#### 1. 個人の部 (敬称略)

##### ■会長表彰状受彰者 (永年功労)

- |                  |       |
|------------------|-------|
| 東和観光(有)          | 打田 豊  |
| (有)喜久屋           | 秦 幸司  |
| (有)ダイワ時計店        | 岡 直樹  |
| 三橋ビル(有)          | 三橋 義人 |
| (株)あらい不動産管理      | 荒井 征次 |
| (有)ディーエムコーポレーション | 松山 高士 |
| (有)三平工務店         | 三平 建次 |
| (有)小野材木店         | 小野 弘靖 |
| (有)会田開発          | 会 田 渉 |
| (有)村上呉服店         | 村上 俊光 |
| (有)神奈川共済         | 松本 樹影 |
| (有)フラット          | 平井 一義 |
| (株)ニクス           | 坂本 英夫 |
| 小林商事(有)          | 小林 寿雄 |
| (有)エイミー          | 平本 明子 |
| (有)サークル・アイ       | 石射 ひな |
| (有)インテリアコウノ      | 河野 義明 |
| (株)アイシン建設        | 新井 義夫 |
| (株)厚木生花          | 岩澤 信子 |
| (有)双栄建設          | 小山内 豊 |

※なお、総会後の表彰式および懇親会は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止とした。

##### ■会長感謝状受彰者 (永年功労)

- |         |       |
|---------|-------|
| (有)マシマ  | 眞島 崇規 |
| (有)山口倉庫 | 山口 貞雄 |

##### ■会長感謝状受彰者

- (新規会員獲得社数5社以上の者)  
(有)鍛代勇石材店 鍛代 勇

#### 2. 団体の部 (敬称略)

##### ■会長感謝状受彰支部

- (新規会員獲得社数の最高位の支部)  
荻野支部 8社

##### ■会長感謝状受彰地区

- (新規会員獲得社数の優秀地区)  
1位 下荻野地区 7社  
2位 旭町西地区 4社



法人会のキャラクター「けんた」

「税の標語」表彰受賞者

★最優秀賞

町作り 納めて生かそう みんなの税金  
谷口 勇 様 (厚木市飯山 在住)

★優秀賞

使いみち、知って役立つ あなたの税  
共に築こう、豊かな未来

片岡 俊治 様 (厚木市下津古久 在住)

★佳作 (3作品)

納税は 元気な国への みちしるべ

中川 輝子 様 (厚木市恩名 在住)

納税で あなたと私が 支え合う

澤田 麻衣子 様 (厚木市水引 在住)

ありがとう 地域の魅力は あなたの税  
川田 重直 様 (厚木市上依知 在住)

上部団体の全法連・県法連の  
法人会功労者表彰 表彰者

(敬称略・順不同)

◆(公財)全国法人会総連合 会長表彰状受賞者  
株東明サイエンス 西 剛 輝

◆(一社)神奈川県法人会連合会 会長表彰状受賞者  
黄金井酒造株 黄金井 康 巳  
(有)大橋硝子建材 大 橋 啓 子  
(株)アイコーホーム 鳥 羽 清

フォト・トピックス

《新型コロナウィルス感染症の拡大防止のため、適切な感染症対策を講じて実施。》



▲経理実務講座 (5回シリーズ)

5月24日から厚木商工会議所において、初級者を対象にした経理実務講座を開催した。税理士会厚木支部所属の加藤幸子税理士に講師を依頼し、仕訳の仕方や帳簿のつけ方、決算書の作成方法など、簿記とその関連事項について研修した。



▲県法連主催の  
青年部会連絡協議会セミナー

6月3日、鎌倉パークホテルにおいて、県法連主催の青年部会連絡協議会セミナーが開催された。特別講演として、宗教法人示現寺代表役員/法華山示現寺住職/僧侶 鈴木泰堂氏を講師に招き「魂問答」をテーマに講演が行われ、好評を博した。

▼女性部会・青年部会が

小学6年生対象の租税教室開催を支援

女性部会と青年部会は、厚木税務署と協力し、小学校の租税教室において講師を務め、児童たちに税の役割や大切さなどの意識啓発を行った。

(厚木愛甲地区の小学校15校・37クラスを担当/6月・7月開催)



▲源泉部会定例研修会

源泉部会は6月8日、厚木アーバンホテル会議室において、定例研修会を開催した。厚木税務署担当官を講師に招き「源泉所得税の実務」について研修した。



▶女性部会税務研修会

女性部会は6月14日、厚木商工会議所において、税務研修会を開催した。厚木税務署担当官を講師に招き「消費税インボイス制度」をテーマに研修した。



# 税務署からのお知らせ

## 令和4年度税制改正の概要について

### 【法人税関係】

#### 1 積極的な賃上げ等を促すための措置

##### 《大企業等》

・積極的な賃上げを促す観点から、継続雇用者の給与総額を一定割合以上増加させた企業に対して、雇用者全体の給与総額の対前年度増加額の最大30%を税額控除できる制度とします（2年間の時限措置）。その際、一定規模以上の大企業に対しては、マルチステークホルダーに配慮した経営への取り組みを宣言していることを要件とします。

・賃上げや人材投資（教育訓練費）に積極的な企業に対しては、税額控除率を上乗せします。

##### 《中小企業》

・中小企業全体として雇用を守りつつ、積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、控除率の上乗せ要件を見直すとともに、控除率を最大40%に大胆に引

き上げた上で、適用期限を1年延長（令和6年3月31日）します。

#### 2 少額減価償却資産の取得価格の損金算入

・対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除きます。）の用に供した減価償却資産が除かれました。

なお、この他にも適用期間の延長などの改正がされていますので、詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

### 【消費税関係】

#### ○適格請求書発行事業者の登録に関する経過措置の適用期間の延長

適格請求書発行事業者の登録については、免税事業者が、令和5年10月1日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受けた場合は、登録を受けた日から適格請求書発行事業者となることができる経過措置が設けられています。当該経過措置の適用期間が延長され、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間においても、登録を受けた日から適格請求書発行事業者となることができることとされました。

なお、詳細は国税庁ホームページに掲載の「消費税改正のお知らせ（令和4年4月）」をご覧ください。

### 【その他】

#### ○電子取引データの保存方法について

令和3年度の税制改正（令和4年1月1日施行）により請求書・領収書・契約書・見積書などに関する電子データを送付・受領した場合には、その電子データを一定の要件を満たした形で保存することが必要となりましたが、令和5年12月31日までに電子取引については、保存すべき電子データについては、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありません（事前申請等は不要）。

ただし、令和6年1月1日からは保存要件に従った電子データの保存が必要となりますので、そのために必要な準備をお願いします。

なお、詳細については、国税庁ホームページに掲載の「電子取引データの保存方法をご確認ください（令和4年1月以降用）」をご覧ください。

#### 国税庁ホームページアドレス

<https://www.nta.go.jp>

#### 問合せ先 厚木税務署

電話（221）3261（代表）

### 申告と納税はインターネットで

#### 国税の申告と納税は



[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)

イータックス 検索

#### 地方税の申告と納税は



[www.eltax.jp](http://www.eltax.jp)

エルタックス 検索

## 令和4年度 厚木税務署定期異動状況（敬称略）

令和4年7月10日付

職名	新		旧	
	氏名	前任地	氏名	赴任先
署長	高橋 雄治	東京局 査察部 特別国税査察官	木本 正樹	税務大学校和光校舎 総合教育部 主任教授
副署長	早野 晋	留任	—	—
特別国税調査官（法人）	伊藤 忠	留任	—	—
総務課長	本間 真理子	横浜南署 徴収第1部門 統括官	増澤 隆宏	横浜南署 総務課長
法人課税第1部門統括官	前島 賢二	東京局 課税第一部 審理課 総括主査	上村 智治	芝署 特別国税調査官（法人）
法人課税第2部門統括官	川口 貴洋	神奈川署 国際税務専門官（法人）	壁地 治彦	小田原署 法人課税第3部門 統括官
法人課税第3部門統括官	藪内 匡人	留任	—	—
総務課長補佐	淵上 洋一	留任	—	—
法人課税第1部門審理上席	吉本 敏春	留任	—	—
法人課税第1部門源泉上席	金子 明美	留任	—	—



国税の

簡単! 便利な!

税 国税庁

# キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、**金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない**、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

## 1>> ダイレクト納付



こんな方におススメ!

e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続をされている方

さらに詳しい情報は  
こちら



ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

- 納付方法** ▶ パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。
- 事前手続** ▶ e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。



## 2>> 振替納税



こんな方におススメ!

申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要のある方

さらに詳しい情報は  
こちら



振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

- 納付方法** ▶ 預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。
- 事前手続** ▶ 初回のみ振替依頼書の提出が必要です。  
※ e-Taxによる提出が可能です。



## 3>> インターネットバンキング等



さらに詳しい情報は  
こちら



- 納付方法** ▶ インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。
- 事前手続** ▶ インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ペイジー (<https://www.pay-easy.jp/>)」でご確認ください。



## 4>> クレジットカード納付



さらに詳しい情報は  
こちら



- 納付方法** ▶ 「国税クレジットカードお支払サイト (<https://kokuzei.noufu.jp/>)」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。\*納付税額に応じた決済手数料がかかります (決済手数料は国の収入になるものではありません)。

## 高齢社員の上手なマネジメント力

### 年下上司が身に付けておくべき

# 高齢社員の活用法

(有)島田教育総合研究所 所長 島田 義也

高齢者雇用安定法の改正法が2021年4月1日から施行され、努力義務と

とともに、高齢社員の管理者となる「年下上司」が取り組むべき重要なテーマであることは間違いありません。

までの継続雇用制度の導入などの「高齢者就業確保措置」を講ずることが求められるようになりました。

高齢社員に元気に働いてもらうためには会社としての様々なマネジメント施策（高齢社員自身の意思を確認し、どんな勤務条件で働いてもらうのか・どんな処遇をするのか、などを設計すること）が重要なのは言うまでもありませんが、本稿では「管理者が気をつけるべきこと」に限定して解説いたします。

また、2022年4月から働きながら年金を受給しても支給停止にならない報酬額の引き上げが行われており、高齢者の就業ニーズは高まっています。

高齢社員の活用は企業にとっても重要な課題である

また管理職からも同様に「若い者は使いやすくていいんですが、年輩者はどうも……」というような発言を聞くことがあります。

これでは高齢社員に対して「あなたにはもう若い人ほどの能力はありません。退職まで大過なく過ごすと一番大切です」と、暗示をかけているようなもので、頑張れと言われても、頑張る気にはなれないでしょう。

## 期待をかける【ピグマリオン効果】

研修の打ち合わせなどで企業を訪問した際に経営者からよく「年輩者は今から

教育しても仕方ないだろう。今回は参加させないことにするよ」という言葉を聞き

ます。

「若い者は使いやすくていいんですが、年輩者はどうも……」というような発言を聞くことがあります。

これでは高齢社員に対して「あなたにはもう若い人ほどの能力はありません。退職まで大過なく過ごすと一番大切です」と、暗示をかけているようなもので、頑張れと言われても、頑張る気にはなれないでしょう。

高齢社員活性化の第一歩は、「高齢社員に対する否定的なイメージを取り払い、彼らに戦力としての期待をかけること」です。この発想がなければ何事もスタートしません。

## 担当してもらおう分野については大幅に権限を委譲する

上司が期待を示す態度を取ると部下はこれに反応し、期待に応えようとするようになることがあります。この現象を「ピグマリオン効果」と言います。

「社長は若い者に大いに期待をかけている。彼らは確かに頑張っている。しかし、俺たちにももっと権限を与えてほしい。そうすれば若い者に負けないだけの仕事をしてみせる！」

これは若い社員だけではなく高齢社員についても同様です。



上司から期待をかけられて嬉しくない者はいません。若手社員に対して「期待しているよ」という働きかけが重要なと同じように、高齢社員に対してもこうした働きかけが必要なのです。

ある会社の研修終了後の懇親会で50代の社員の方がこのようなことを言っていました。この言葉に共感する高齢社員の方は多いことでしょう。

少し大きな仕事を自分の思い通りに進められるとすれば、それなりに張り切るものです。むしろ高齢社員は若い社員より責任感の強い人が多いので、権限委譲はぜひとも行なうべきです。

責任をもたせられると人はやる気になるし、成長し

若い社員と全く同一の仕事

をさせるのでは活性化に



「長幼の序」に従い、高齢社員を立てる

日常の接し方も重要です。高齢社員の上司に当たる管理者は接し方を心得ておかなければなりません。

若い部下に対してはテキパキ指示をして間違ったことを正し、時には叱り、遠慮なくモノを言える管理者も、相手がベテランの高齢社員となると、やはり遠慮が出ます。

かつて自分の上司だった人が部下になったような状況であればなおさらのことです。

かといって「俺が上司だ」とばかりに強気に出るとあまり良い結果は招きません。年の差というのはいかんともしがたいものです。

「長幼の序」という言葉もあるように、年少者は年長者を敬い礼を尽くすのが最低限すべきことのルールなどです。これは職制上のルールに優先すると考えたほうがよいでしょう。

① 礼儀正しく接する(言葉遣いをいいにいにする・

挨拶は自分から先にする・見下したような言動をしない、など)

これを実行したからといって、上司の権威は少しも損なわれません。

むしろ「礼儀正しい上司だ」と、かえって好感を持つてもらえます。

仕事をしていたら、指示をしたり注意をしなければならぬ場面は必ず生じます。そんな時に遠慮していいたのでは管理職失格です。

しかし、言葉遣いはあくまでもいいいいでなければなりません。「〇〇さん、これこれの件で全員に徹底したので〇〇さんも注意してください」と言えば良いのです。

② 高齢社員を頼る(知恵を借りる・相談を持ちかける)

年長者からみれば、年の若い者が自分を頼って相談をもちかけてくれれば決して悪い気はしないものです。

喜んで自分のもっている

知識・経験・知恵など色々教えてやろうという気持ちになることでしよう。

高齢社員はだてに長年仕事をしてきたわけではありませぬ。情報は豊富にもっているのです。

相手を立て、頼ることでコミュニケーションがうまくいけば、管理者はその情報を手に入れることができ、高齢社員も気持ちよく働けます。一石二鳥です。

③ 話を聴いてあげる

高齢社員と話をしていて、自慢話から始まって不平不満、愚痴、うらみつらみに話が発展することもあります。

そんな場合も、相づちを打ち、共感しながら最後まで

でつき合うことが大切です。

言っている本人にしたらって、わがままを通そうと思っただけで言っているわけではなく、ただ聴いてくれる人がほしいから言っている場合が多いのです。

全部聴いてあげればそれだけで気が晴れ、管理者に対する信頼感も高まるものです。

そして、「この上司のために一肌脱ごう」という気持ちになり、良き理解者にも協力者にもなってくれるものです。

「年長者は立てる」これが良い人間関係を築く上での鉄則であり、若い部下にも教育しておかなければならないことなのです。

必要な研修であれば受講してもらおう

職務遂行能力は一般的に年齢とともに低くなっていくものですが、適宜能力開発を行えば何歳になっても職務遂行能力をある程度高めることは可能です。

少子高齢化が進む昨今、若い社員だけでなく、高齢

社員にも戦力にならねばならぬと企業としては非常に困るの



だから企業は高齢社員に対しても積極的に能力開発を行うべきです。

しかしながら高齢社員の場合、「定年まで残りわずかだし、賃金アップは望めない。今さら研修なんて」と、考えている人も多いものです。

このような人に対して管理者が「あの人に研修を受けさせても無駄だ」と考えてはいけません。必要な研修であれば受講してもらおうべきです。

人生100年時代と言われる昨今、せめて70歳までは働きたいという人もずいぶん多いことでしょう。

しかし、再就職するにしろ、再雇用に応じるにしろ、良い仕事に巡り合えるかどうかはもっている能力がモノをいいます。

この会社で「残り何年」というように考えずに、残りの人生を有意義に過ごすためには、勉強することが必要だということを何回となく説いて意識を変革する努力をしていただきたいものです。

退職金は、給与や賞与と比べ税の負担が軽くなるように優遇されています。これは、退職金が長年の勤務に対する功労報酬的な性格があることや、退職後の生活を保障する必要があることなどが理由とされています。

そのため、特に支給の際に恣意性が入りやすい役員退職金については、過度な節税に用いられないために各種の制限が設けられていますので、役員退職金を支払う場合は注意が必要です。

**留意点**

# 役員退職金と税務

**退職者と法人の税務**

税理士 神田博則



**【計算式】**

$$\text{退職所得} = (\text{退職金の金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2$$

**【退職所得控除】**

勤続年数 A	退職所得控除額
20年以下	40万円 × A (80万円に満たない場合には、80万円)
20年超	800万円 + 70万円 × (A - 20年)

**【設例】** 38年勤務した方が退職し、退職金3,000万円を受け取った場合

- ①退職所得控除額  
.....800万円 + 70万円 × (38年 - 20年) = 2,060万円
- ②退職所得金額  
.....(3,000万円 - 2,060万円) × 1/2 = 470万円
- ③所得税額  
.....470万円 × 20% - 42万7500円 = 51万2,500円
- ④復興特別所得税  
.....51万2,500円 × 1.021 = 52万3,262円
- ⑤住民税の金額  
.....470万円 × 10% = 47万円

**所得税の速算表**

課税される所得金額	税率	控除額
1,000円から 1,949,000円まで	5%	0円
1,950,000円から 3,299,000円まで	10%	97,500円
3,300,000円から 6,949,000円まで	20%	427,500円
6,950,000円から 8,999,000円まで	23%	636,000円
9,000,000円から 17,999,000円まで	33%	1,536,000円
18,000,000円から 39,999,000円まで	40%	2,796,000円
40,000,000円以上	45%	4,796,000円

以下、役員退職金の支給を受ける個人と支給する法人に分けて、役員退職金に関する税務をご説明いたします。

**退職者の税務**

**所得税**

**1. 基本的な計算方法**

退職所得は、他の給与所得や事業所得などと区分して、退職所得のみで税額計算を行います。

退職所得の計算式は左図表の通りです。

計算はまず、受け取った退職金の金額から、退職所得控除を差し引きます。

退職所得控除は、勤続年数に応じて上図表のように計算します。

勤続年数が長くなるにつれて、退職所得控除が多くなるという仕組みです。

**2. 具体的な計算例**

具体的な計算例を左図に示します。

**3. 退職所得の計算の特例**

勤続年数が5年以下である法人の役員等が支給を受

けた退職金のうち、その役員等勤続年数に対応するものとして支払いを受けるものについては、退職所得の計算において2分の1計算の適用はありません。

また、法人の役員等以外で勤続年数が5年以下である方が支給を受けた退職金については、退職金の額から退職所得控除額を差し引いた額のうち300万円を

超える部分については、2分の1計算の適用はありません(令和4年以後適用)。

短期間で退職を繰り返し、退職所得の優遇を過大に受けようとすることを防ぐための措置です。

**4. 退職金の源泉徴収**

退職金の支給を受ける際は、支給する勤務先に対して「退職所得の受給に関する申告書」を提出します。

申告書には勤続期間などを記載しますので、これに基づき勤務先が退職所得にかかる税額を計算し源泉徴収してくれますので、その後の確定申告等は不要とな



ります。ただし、「退職所得の受給に関する申告書」を提出しない場合は、勤務先は正しい税金計算ができませんので、退職金の支給額に20.42%を乗じた金額を源泉徴収します。

この場合は、受給者本人が確定申告を行い、税額を精算する必要があります。

**支給する法人の  
税金 法人税**

**1. 過大役員退職金**

前述の通り、退職金は税負担が少なくなるように優遇されています。

そのため、役員退職金が過度に税負担を減らす目的で悪用されないように、法人税法では「内国法人がその役員に対して支給する給与の額のうち不相当に高額な部分の金額として政令で定める金額は、損金の額に算入しない」と規定されています。

ただし、不相当に高額な部分の金額として政令で定める金額についても法人税法施行令において「退職した役員に対して支給した退

職給与の額が、当該役員の内国法人の業務に従事した期間、その退職の事情、その内国法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する退職給与の支給の状況等に照らし、相当であると認められる金額」とするのみで、具体的な計算式等は規定されていません。

**【適正な役員退職金】**

最終報酬月額 × 勤続年数 × 功績倍率	〈功績倍率〉
	社長 3倍
	専務 2.4倍
	常務 2.2倍
	平取 1.8倍
	監査役 1.6倍

この功績倍率法における倍率は、よく税務の書籍などでも記載されており有名ですが、これは過去の裁判で認められた事例であり、法人税法には規定されていません。

の倍率でも認められた事例やこれ以下の倍率でも過大とされた事例もあります。とはいえ、この倍率の範囲内であれば税務署に認められやすいということは事実です。この倍率よりも著しく高い倍率を用いる場合や、退職直前に報酬月額を上げた場合などは、税務調査において指摘を受ける可能性が高くなりますので注意が必要です。

**2. 分掌変更等の場合の役員退職金**

退職金は通常その法人での勤務が終了したことにより給付されるものですが、法人の役員については、その業務分掌が大きく変更された場合にも退職金が支給されることがあります。

たとえば、常勤役員が非常勤役員になった場合です。その分掌変更が実質的に退職と同様の事情にある時として取り扱うことができます。

場合として、次の例を挙げています

- ① 常勤役員が非常勤役員になったこと
- ② 取締役が監査役になったこと
- ③ 分掌変更等の後におけるその役員の給与が激減（おおむね50%以上の減少）したこと。

ご注意いただきたいのは、これらの要件のすべてに「実質的にその法人の経営上主要な地位を占めている者を除く。」という留意事項がある点です。

これはオーナー企業の社長が後継者に経営を引き継ぎ、自身は非常勤役員になって退職金の支給を受ける場合などが典型例ですが、後継者のためとはいえ、非常勤役員となった後においてもいろいろと経営に関与していると、「経営上主要な地位を占める者」とされ、その退職金が法人税法上認められない可能性があります。

変更した後にも次のような事実があった場合に、分掌変更後も経営上主要な地位を占めていたと認めて役員退職金の損金算入を否認しました。

- ・ 午前中だけではあるがほぼ毎日出社していた
- ・ 取引先との折衝についてアドバイスし、取引先の接待に同席していた
- ・ 金融機関との利率交渉などに立ち会っていた
- ・ 役員報酬の決定や人事に關与していた
- ・ 経費等の領収書をチェックしていた

この裁決事例は少々やりすぎの感もありますが、事業承継をした場合に分掌変更による役員退職金を支給する際には、「経営上の主要な地位を占める者」と認定されないように、極力経営への関与をしないようにする必要があります。そのような状況にすることができず継続して経営に関与しない場合は、実際に退職するまで退職金の支給は行わない方が賢明です。





## インターネットセミナーのご案内

本会ホームページから無料で視聴することができます

会員企業をはじめ、一般向けに経営支援情報や環境、健康、カルチャーなどのセミナーをインターネットを通じて配信しています。多彩なセミナー動画を常時公開していますので、仕事に役立つ情報やヒントが満載です。



◎インターネットセミナーだから何時でも・何処でも・好きなだけご利用できます。

◎映像と音声による本格的セミナーが受講できます。

◎忙しくてセミナーや研修会に参加できない方などに最適です。

◎社内研修や自己研鑽などにご活用ください。

◎本会会員は、ID(hj0229)とパスワード(1055)を入力してログインすることによって、より多くのコンテンツを視聴できます。

## 【 無料相談のご案内 】

本会では、下記事務所のご厚意により、無料で税務、社会保険、不動産・会社登記等の相談を実施しています。ご希望の方は、法人会事務局(Tel.221-1055)または下記事務所へお電話してください。

- 浅岡信一税理士事務所  
厚木市旭町2-2-18  
電話 (046) 229-7030
- 税理士法人あいかわ 和田明  
愛川町春日台5-4-8  
電話 (046) 286-2256
- ライトハウス税理士法人  
厚木市水引1-1-6 サミット厚木ビル4階  
電話 (046) 222-8800
- 村松マコミ社会保険労務士事務所  
厚木市栄町1-5-4-504  
電話 (046) 225-0725
- 八木章 司法書士事務所  
厚木市水引1-15-17 小島ビル2階  
電話 (046) 297-3105
- 司法書士 石垣公雄事務所  
厚木市寿町3-4-5 米山ビル301  
電話 (046) 221-5556

ぜいきんクイズその他各種のお申込み・応募先は、法人会事務局まで  
〒243-0017 厚木市栄町1-16-15 (厚木商工会議所3階)  
公益社団法人 厚木法人会 事務局  
TEL 046-221-1055 FAX 046-222-3808  
E-mail info@a-net.or.jp

個人情報の取扱いについて  
当会は、会員企業に係る「個人情報」を、研修会・諸会議等の開催通知、広報誌等の送付、並びに福利厚生制度等のご案内、名簿作成など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは、一切ございません。

## 「税に関する絵はがきコンクール」 作品募集

女性部会では、租税教育活動の一環として税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのかということを知っていただき、理解と関心を深めていただくため、「税に関する絵はがきコンクール」の作品を募集しています。



お申込み・お問合せは法人会事務局までご連絡ください。

テーマ 税に関する絵

応募資格 厚木・愛甲地区在住または、厚木・愛甲地区の小学校の児童

応募点数 児童1人につき1点  
描写素材問わず、文字等の書入れも可

応募締切 8月31日必着



※上記QRコードからもお申込み出来ます。

— ご応募お待ちしております —

## 新型コロナウイルスに関する対策リンク集

本会HPには、「新型コロナウイルスに関する対策リンク集」(政府・行政機関等からのご案内)を掲載していますので、ぜひご覧ください。

また、テキストや研修用動画を多数公開しておりますので、ご活用ください。

### テキスト

- ◇令和4年度税制改正のあらまし
- ◇わかりやすい会社の決算・申告の実務(決算法人用)
- ◇新設法人のための会社の税金ガイドブック(新設法人用)

### 研修用動画

- ◇これだけは知っておきたい「決算」対策(決算法人用)
- ◇経営に差がつく!知って得する「税」のお話(新設法人用)

## 新入会員紹介

期間 [令和3年12月~令和4年6月]

地区・支部名	会 員 名
厚 木 西	株式会社 KOG
厚 木 西	株式会社 全国儀式サービス
小 鮎	アビ歯科クリニック
小 鮎	株式会社 サンゴウ
荻野上中	8787com 株式会社
睦合南	田上 祥子
妻 田	株式会社 ヤマグチライン
依知中	合同会社 リバーサイドエンタープライズ
依知中	ハッピーれん
愛川第5	初名機工 株式会社

※ 機関紙等の公開に同意いただいた新入会員を掲載しています。

# 消費税の 期限内納付を 忘れずに。



- ★ 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- ★ 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です<sup>(※1)</sup>。
- ★ 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- ★ 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額<sup>(※2)</sup>に応じて中間申告・納付が必要となります。

消費税には申告・  
納付期限<sup>(※3)</sup>が  
あります。

申告・納付には  
e-Taxが利用  
できます。

個人事業者の方は  
振替納税も  
利用できます。

期限内納付が難しい場合は、所轄の税務署(徴収担当)へご相談ください。<sup>(※4)</sup>

直前の課税期間の 確定消費税額 <sup>(※2)</sup>	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) <sup>(※5)</sup>

- ※1 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。
- ※2 地方消費税を含まない年税額をいいます。
- ※3 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。
- ※4 税務署に申請することにより、納税が猶予される制度があります。
- ※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

法人会